

商 サ 第 7 4 0 号  
平成 2 6 年 1 2 月 4 日

株式会社ケーズホールディングス  
代表取締役 遠藤 裕之 様

埼玉県知事 上田 清司

大規模小売店舗立地法第 8 条第 4 項の規定に基づく意見について（通知）  
このことについて、下記のとおり通知します。

#### 記

#### 1 対象の届出

- (1) 届 出 者 株式会社ケーズホールディングス  
代表取締役 遠藤 裕之
- (2) 届 出 日 平成 2 6 年 4 月 3 0 日
- (3) 届出内容 大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定による届出（新設）
- (4) 名 称 （仮称）ケーズデンキ越谷弥十郎店
- (5) 店舗所在地 越谷市大字弥十郎 409 番 1 外

#### 2 意見の有無及び内容

意見なし

（附帯意見）

地域住民の理解と協力に基づく円滑な事業活動を期すため、次の事項への配慮、対応をされたい。

##### ① 交通

本件土地が住宅地内に位置することに鑑み、本件土地を囲む道路（県道越谷八潮線，市道 30447 号，市道 30167 号及び市道 2100 号）における交通の安全に配慮されたい。特に、生活道路である各市道への車両の進入に関しては、安全な運用が定着するまでの間、交通誘導員を配置するなど適切な配慮をされたい。

##### ② 住民対応

地域住民への対応窓口（担当者，連絡先等）を明らかにし、適切に対応されたい。